

大分大学経済学部研究倫理審査委員会規程

平成26年5月14日制定

平成26年経済学部規程第1号

(設置)

第1条 大分大学経済学部（以下「本学部」という。）に、本学部の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究者から申請があった場合において倫理的及び社会的観点から審査を行うため、大分大学経済学部研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査)

第2条 委員会は、本学部で行われる研究に関し、申請者から提出された実施計画書等（以下「実施計画」という。）について、大分大学経済学部における研究倫理に関するガイドライン（平成26年5月14日制定）に基づき審査する。

2 審査方法については、別に定める。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 経済学部長（以下「学部長」という。）

(2) 学部長が必要と認める者

2 前項第2号の委員は、学部長が実施計画ごとに任命し、任期はその都度定める。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会は、申請者を委員会に出席させ、申請内容等を説明させるとともに、意見を述べさせることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月14日から施行する。